別表第１備考11⑵「217」の項の次に次のように加える。

「218」は、次の容器及び包装等を示す。

１）シリンダーの構造材及びその付属品は、収納物質と反応して有害物質又は危険物質を生成するものであってはならない。また、輸送中に、危険な反応（重合、分解等）が起こらないよう、必要な手段が講じられなければならない。

２）シリンダーに充てんする際、50℃における非ガス相の容積が水容量の95%を超えてはならず、かつ、60℃において完全に満たされないこと。

３）シリンダーに充てん後、65℃における内圧がシリンダーの試験圧力を超えないこと。

４）ホース等の噴霧装置が接続されている状態で輸送しないこと。

５）最小試験圧力は、20bar以上であること。

６）再充てんしないシリンダーは、1,000ℓを試験圧力の値（バール）で除した値を超えない水容量で、最大容積は、50ℓを超えないこと。

７）定期検査に合格していること。また、定期検査の間隔は、５年を超えないこと。

８）強固な外装容器（箱、ドラム、ジェリカン）に収納すること。

別表第１備考11⑶「Y340」の項から「371」の項までを次のように改める。

⑶　引火性液体

「Y340」、「Y341」、「Y342」、「Y343」及び「Y344」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
Y340	2	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	0.5ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			
Y341	2	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ		
		プラスチック製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			
Y342	3	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ		
		プラスチック製容器	1ℓ			
		金属製容器	1ℓ			
Y343	3	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	2ℓ		
		プラスチック製容器	1ℓ			
		金属製容器	1ℓ			
Y344	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	10ℓ		
		プラスチック製容器	5ℓ			
		金属製容器	5ℓ			

㈱１）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

２）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

３）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

４）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「350」、「351」、「352」、「353」、「354」及び「355」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
350	1	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	0.5ℓ	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N	—	—
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	0.5ℓ				
351	1	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ			
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	1ℓ				
352	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ			
		プラスチック製容器	1ℓ				
		金属製容器	1ℓ				
353	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	5ℓ			
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				
354	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ		5ℓ	1A1，1A2，1B1，1B2，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				
355	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	60ℓ		60ℓ	
		プラスチック製容器	10ℓ				
		金属製容器	10ℓ				